



大阪府における難聴児の早期発見・ 早期支援について

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課

目次

- ▶ 1. 大阪府の現状
- ▶ 2. 新生児聴覚スクリーニング検査の推進
- ▶ 3. 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターについて
- ▶ 4. 「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」の制定
- ▶ 5. 手話言語条例に基づく支援の実施について
- ▶ 6. 難聴児の切れ目ない支援をめざして

1. 大阪府の現状



大阪府内の身体障がい者手帳の交付状況

(全体) 377,667名

聴覚障がい 32,611名

18歳以上 31,765名

18歳未満 846名

※R4.3末時点

2. 新生児聴覚スクリーニング検査の推進

新生児聴覚検査推進体制整備事業（大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子グループ）

- ①新生児聴覚検査の意義等の周知
- ②関係機関との連携体制づくり
- ③管内市町村保健師等への研修会の開催等
- ④市町村における公費負担状況調査★令和4年10月現在府内43市町村のうち29市町村が実施
- ⑤分娩取扱医療機関に対し、検査機器等に関する調査を実施（令和2年10月）
- ⑥聴覚検査機器購入補助事業（令和3年度～）★令和3年12医療機関に補助を実施

大阪府作成「赤ちゃんの耳の聞こえ」リーフレット

こんなとき、どうしたらいいの？

「Q：病院で、耳の検査を受けるかどうか聞かれたけれど、生まれたばかりなので、1か月健診のときでもいいですか？」

A：生後間もない赤ちゃんは、眠っていることが多いです。この検査は、眠っている間あるいは泣かずにじっとしている間に行いますので、生後すぐの方が検査はしやすいです。また、病院では出産入院中しか実施していないところもあります。

Q：新生児聴覚検査で「パス」と言われました。難聴の心配はないと思っていいですか？

A：子どもの成長の過程で、中耳炎やおたふくかぜなどによって聞こえの障がいが起こることもあります。乳幼児健診等で聞こえやことばのチェックを受けたり、気になれば、お住まいの保健（福祉）センターなどにご相談ください。

Q：生まれた病院では、新生児聴覚検査をしていないと言われました。どうしたらいいですか？

A：生まれた病院あるいはお住まいの保健（福祉）センターにご相談ください。
（※大阪府内の全産科医療機関では新生児聴覚検査を実施しています。）

【発行】大阪府健康医療部保健医療室
〒540-8570
大阪市中央区大手前2丁目
TEL 06-6941-0351（代表）

令和4年3月改訂

赤ちゃんのころからの「耳の聞こえ」 や「ことば」の相談先

聴覚障がい児の中核支援拠点

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター
代表機関：ひだまり・MOE
連携機関：ゆうなぎ園、ぴよんぴよん教室 他
〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59
TEL 090-3848-7195
MAIL hidamari-moe@comekko.org

大阪府立中央聴覚支援学校 早期教育相談
〒540-0005 大阪市中央区上町1-19-31
TEL：06-6761-1419 FAX：06-6762-1800

大阪府立生野聴覚支援学校
いくの聴覚言語支援センター 教育相談
〒544-0034 大阪市生野区桃谷1-2-1
TEL：06-6717-3366 FAX：06-6717-5865

大阪府立堺聴覚支援学校
聴覚支援センター 早期教育相談
〒591-8034 堺市北区百舌鳥陵南町1
TEL：072-257-5471 FAX：072-257-3310

こめっこ（手話言語獲得支援等）
〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59
TEL：06-6748-0084 FAX：06-6748-0089

児童発達支援センター
大阪発達総合療育センター「ゆうなぎ園」
〒552-0004 大阪市港区夕風2-5-3
TEL：06-6574-2521 FAX：06-6574-2524

障がい児（難聴・その他）と保護者のための
ぴよんぴよん教室
〈問い合わせ先〉 大阪府肢体不自由者協会
〒540-0006 大阪市中央区法門坂1-1-35
TEL：06-6940-4181 FAX：06-6943-4661

「耳の聞こえ」の心配があれば、お住まいの
保健（福祉）センターに相談しましょう。

市町村名 保健センターまたは母子保健 検索

また、お近くの耳鼻咽喉科医院でも
ご相談することができます。



赤ちゃんの 耳の聞こえ



大阪府健康医療部
保健医療室

新生児聴覚検査

生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえのための検査のことです。
(通常は、出産後3日～1週間頃に検査を受けます。)

聞こえの障がいには目に見えず、新生児聴覚検査を受けない場合、
2歳頃までわからないことが多く、発見が遅れがちになります。

聞こえに障がいがあることに気づかずにいると、ことばの発達が
遅れたり、コミュニケーションがとりにくいなどで支障が起きます。

新生児聴覚検査で、聞こえの障がいを早く見つけ、適切な支援を
受けることで、赤ちゃんのことばの発達を促すことができます。



耳の聞こえとことばの発達

ことばの発達には個人差があります。

気になることがあれば、お住まいの保健（福祉）センターにご相談ください。

3～4か月ころ

- ★大きな音に驚きます
- ★声の聞こえた方を見ます
- ★呼びかけに対し、「あ～」「う～」と声を出してこたえます

6～7か月ころ

- ★音のなる方に顔を向けます
- ★声を出して笑います
- ★音のなるおもちゃに興味を持ちます

9～10か月ころ

- ★名前を呼ばれると振り向きます
- ★話している人の口元をじっと見ます
- ★音楽や歌にじっと聞き入ります

3歳ころ

3歳児聴覚検査を受けましょう！

3歳児健診のときに聴覚検査に関するアンケート等
が送られますので、記入して健診のときに提出して
ください

1歳6か月ころ

- ★見えないところからの呼びかけに反応します
- ★テレビの音や音楽などに振り向きます
- ★意味のあることばを3つ以上話します

1歳ころ

- ★音やリズムに合わせて体をゆらします
- ★大人のことばをまねようとします
- ★「マンマ」「ぶーぶー」などのことばが出始めます

目的

要精検者、要治療者、要支援者が適切な支援等を受けられることができるよう、医療、保健、福祉、教育がそれぞれの役割を踏まえ、連携できる体制を整備する。

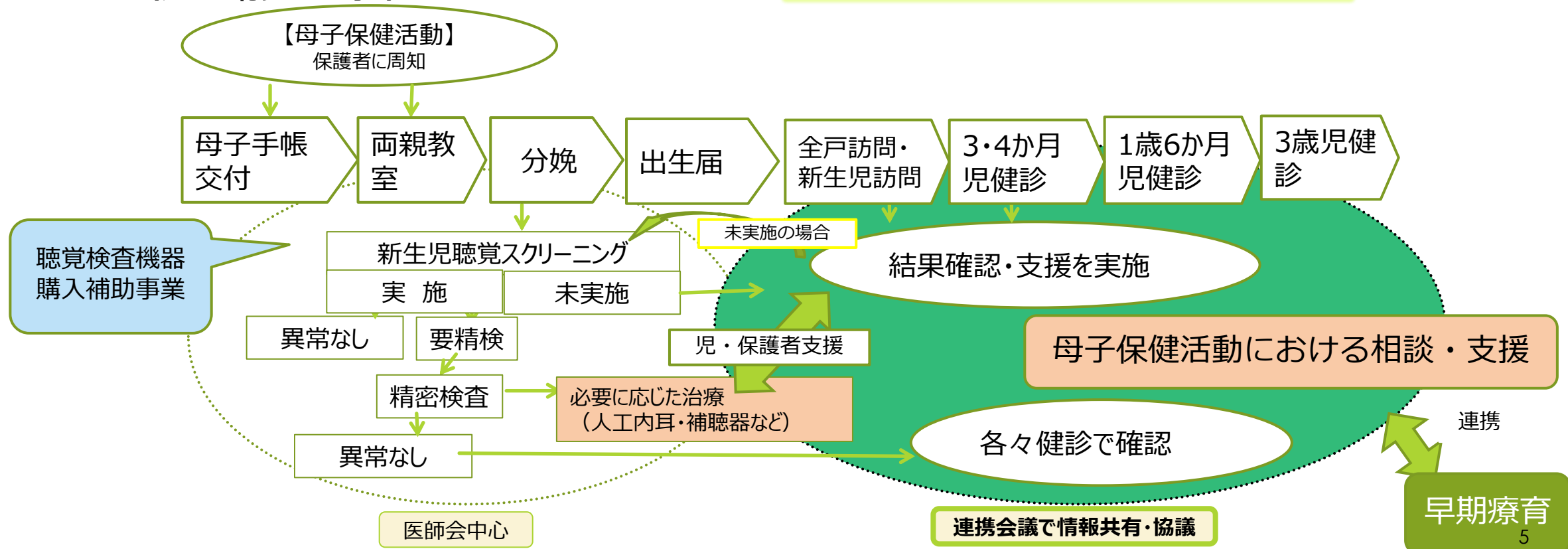
構成

- ・庁内（健康医療部・福祉部・教育庁）
- ・市代表（政令・中核市/母子保健運営協議会担当市町）
- ・医師会、3医会（産婦人科・耳鼻咽喉科・小児科）
- ・早期相談・支援・教育関係機関

概要

- ・実態把握
- ・相互の役割を確認し、切れ目なく支援できる体制
- ・新生児聴覚検査事業にかかる手引書や検査に関する啓 発用リーフレットの作成などを検討。
- ・懇話会形式で実施

★新生児聴覚検査事業にかかる流れ



3. 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターについて



大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター

令和2年4月末竣工、6月15日オープン

所在地 大阪市東成区中道1-3-59

敷地面積 2,377.89㎡

延床面積 3,845.17㎡（本体棟3,829.77㎡、駐輪場棟15.40㎡）

- 1階 盲ろう者等社会参加支援センター（事務室）
視覚障がい者支援センター（事務室）
- 2階 母子・父子福祉センター（事務室）
視覚障がい者支援センター（点字図書館等）
- 3階 聴覚障がい者支援センター（事務室）
盲ろう者等社会参加支援センター（相談連携室）
- 4階 会議室
盲ろう者等社会参加支援センター（研修室）

4. 「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」の制定 ～「言語としての手話」を取り巻く状況～

「手話が言語である」という認識の普及が不十分

- 障害者基本法第3条で、「言語（手話を含む。）」と明記されている一方で、「手話が言語である」という認識は普及していない（「言語としての手話」の認識を持つ府民の割合*1：39.8%）。

*1 大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」（H28.8実施）

手話を習得する環境が不十分

- 言語は本来、乳幼児期に自然に習得される。しかし、家族等が手話を使えない場合は、自然習得できず、言語能力の発達に支障を生ずる可能性があるにもかかわらず、手話の自然習得の機会を確保するための法律等はない。
- 言語は、学校の教育課程において文法力や語彙力を高める機会が確保される。しかし、学習指導要領（特別支援学校）には、手話を指導・習得させる旨の記載がない。※視覚障がい児に点字を指導・習得させる旨の記載は有。

府民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会（＝聴覚障がい者が、手話通訳によらずとも手話で意思を通じ合あえる社会）となっていない。

大阪府手話言語条例の概要

- 平成29年3月、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」を公布・施行
- 「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を規定

第1条

目的

聴覚障がい者のほか、共に暮らし、学び、又は働く者が手話を習得することで、府民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与

第2条

言語としての手話の認識の普及

手話が言語として認識されるための普及啓発

第3条

「乳幼児期」からの手話の習得

聴覚障がい者が、乳幼児期から、その保護者等と共に手話を習得することのできる機会の確保

第4条

「学校」による手話の習得

聴覚に障がいのある児童等が在学する学校による手話の習得機会の確保を支援

第5条

「事業者」による手話の習得

聴覚に障がいのある者が勤務する事業者による手話の習得機会の確保を支援

5. 手話言語条例に基づく支援の実施について

1. 「暮らす」場面での取り組み～小さな子どもたちの「ことば」の獲得～
聴覚に障がいのある子どもと保護者の相談支援ネットワーク事業
聴覚に障がいのある子どもの言語獲得支援者養成・派遣等に関する事業
2. 「学ぶ」場面での取り組み～学校などで学ぶ子どもたちのために～
3. 「働く」場面での取り組み～企業などで働く人々のために～

手話言語条例に基づく取り組み 1. 「暮らす」場面

大阪府指定管理業務「ひだまり・MOE」

ひだまり・MOEは「お子さんのきこえ」について、相談・支援をしています。お母さん、お父さんのお話をうかがいながら、赤ちゃんとの笑顔あふれるやりとりを共にはぐくんでいきたい。そう願って、私たちはお待ちしています。

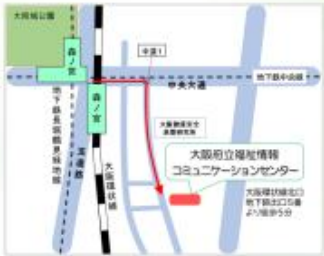
ひだまり・MOEは
大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター
(指定管理業務)における相談支援です。
運営主体：NPOこめっこ
(特定非営利活動法人手話言語理解支援研究機構)

ひだまり・MOE
〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3番59号
大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3階
NPOこめっこ内

ひだまり・MOE

「お子さんの耳がきこえていないかもしれません」と知らされたお母さん、お父さんへ

大阪府指定管理業務



今日のかかわったらしいの？

きこえない人たちはどうやってコミュニケーションをしているの？

同じ体験をしているママ、パパに会ってみたい

きこえない人の話をききたいな

教育はどうなっているのかな？

ひだまり・MOEにいらしてください。
聴覚障がい専門とする臨床心理士等がお話しをお聞かせします。

きこえない子の心理や発達について教えてほしい

産科
新生児聴覚スクリーニング検査
保健センター
小児科
耳鼻咽喉科
聴覚検査・補聴器
言語聴覚士

ひだまり・MOE
大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター
聴覚障がい児支援の中核拠点

【療育機関】 【府立聴覚支援学校】 【こめっこ】

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターは、聴覚障がい児支援の中核拠点としての機能を備えており、その相談窓口を「ひだまり・MOE」が担っています。実施された事業には、心理士からの支援を大切にしながら、療育機関、府立聴覚支援学校、手話言語理解支援等、聴覚障がい児支援にかかわる情報を集め、お子さんの成長をたくさん目ので見守り、応援していくための早期支援ネットワークを大阪府と共に構築しています。

山崎 雅子
神戸大学教養部臨床心理士、公認心理師

お問い合わせ・お申し込み
相談料は無料です。
事前のご予約をお願いします。
お名前、ご住所、電話番号、お子さんの名前と年齢（月齢）をメールまたは電話でお知らせください。
090-3848-7195
hidamari-moe@comekko.org

ママのいのちメッセージ
「こころざしをようばい」



【相談支援ネットワーク事業】

大阪府 聴覚に障がいのある子どもと保護者の相談支援ネットワーク事業

大阪府では、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター(※)を聴覚障がい児早期支援の中核拠点として、聴覚に障がいのある子どもの保護者を対象に、相談支援等を行っています。

福祉情報コミュニケーションセンター

電話：090-3848-7195
Email: hidamari-moe@comekko.org
【窓口】ひだまり・MOE (NPO)手話言語獲得習得支援研究機構

★相談支援ネットワークのフロー図

保育機関 びよんびよん教室 → 教育機関 ゆうなぎ園 → 窓口 ひだまり・MOE

★各事業について

手話言語獲得支援事業
大阪府手話言語条例に基づき事業をします。
こめっこ
(NPO)手話言語獲得習得支援研究機構
電話：06-6748-0084
ファックス：06-6748-0089

療育に関する相談
ゆうなぎ園
(社)愛徳福祉会
電話：06-6574-2521
ファックス：06-6574-2524
びよんびよん教室
(社)大阪府肢体不自由者協会
電話：06-6940-4181
ファックス：06-6943-4661

各市町村保健センター等や、早期教育相談を実施している府立聴覚支援学校とも連携し、「オール大阪」で聴覚障がい児支援を実施しています。

(※) 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター

TEL: 06-6748-0084
FAX: 06-6748-0089
ホームページ: <http://osakacomcommunication.com/>

所在地
〒537-0025
大阪府大阪市東成区中道1-3-59

アクセス
JR環状線(大阪メトロ中央線または長堀鶴見緑地線)
「森ノ宮駅」から
中央大通り南側を東へ約140m
二つ目の交差点を右折し南へ約280m

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課

聴覚に障がいのある子どもの支援にかかる市町村担当者向け説明会

【参加者】

市町村障がい福祉主管課、児童福祉主管課、母子保健主管課の行政職、保健師等

【内 容】

聴覚に障がいのある子どもとその保護者への切れ目ない支援に向けて、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターに設置している、保護者の心理的支援を含む専門の相談窓口「ひだまり・MOE」についての説明等。

※説明会終了後、会場内で療育機関による質問・相談対応と、障がいのある子どもの手話言語獲得支援「こめっこ」の見学を実施。

こめっこ

Communicative Members, Eight Kids of Osaka

コミュニケーションの芽をはぐくむ子どもたち

いっしょに手鼓や
あやぶう!はなそう!
たのしもう!

対象
きこえない・きこえにくい
未就学児とその家族
きこえないママ・パパと
未就学児

「聴・見・話」をー

※の聴・未就学児のうー・聴覚機能が薄まり、遊び
をとおして手鼓を聴く・習得する様です。

※同じ仲間や先輩うきとおわり、伝えあう
方はごくみえます。

※手鼓のあふれる場面で、子どもたちは楽し
みがわかれる様態をします。

※手鼓がわからなくても、顔と口や手鼓の音
が伝わるようにします。

※うー・聴覚の未就学児とそのご家族、もう一
人きこえる未就学児のご家族も参加できます。

※保護者向けの手鼓学習会、エレクトーンや
交流会など、様々なプログラムがあります。

「大阪府こめっこプロジェクト」の一環として実施されています。

この事業は大阪府が「大阪府障害児福祉計画」の一環として実施するものです。



NPO法人 手話言語獲得習得支援研究機構

ことば
手話に出会って
おててであそぼう！
おててではなそう！

こども
こめっこ
子どもの手話の力を育む

手話言語条例に基づく取り組み 2. 「学ぶ」場面

施 策：教員等の手話の習得支援の展開

目 標：「手話で学び、手話を学ぶ」ことができる環境の整備、
カリキュラム・テキスト等の確立

取 組：聴覚支援学校教員への手話講座、難聴学級等の教員への手話講座

手話言語条例に基づく取り組み 3. 「働く」場面

施 策：手話に関して取組む企業等との協働の展開

目 標：手話力を評価するなど手話に取組む企業との協定の締結などの連携確保

取 組：障がい者サポートカンパニー企業登録（手話の普及） 等

※業界団体等への手話講座は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

6. 難聴児の切れ目ない支援をめざして

1. 現 状

中核施設：大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター ※視聴覚障がい者情報提供施設

中核機能：相談支援機関「ひだまり・MOE」

計画作成：第5次大阪府障がい者計画

2. 課 題

- ◆中核機能の強化（「ひだまり・MOE」の医療・教育機関との連携強化）
- ◆保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携強化
- ◆計画等の見直し

3. 取組予定

- ◆難聴児支援に関わる部局による庁内連携会議の設置
- ◆難聴児の早期支援等に関する調査審議を行う協議会の設置
- ◆第5次大阪府障がい者計画（後期計画）への位置づけ

大阪府新生児聴覚 検査事業の手引き



平成30年3月
大阪府

平成30年3月作成（令和4年3月更新）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/boshi/sinseizityoukaku.html>

大阪府新生児聴覚検査から支援までを 遅滞なく円滑に実施するための手引き



令和4年3月
大阪府

令和4年3月作成

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/jiritsushien/tsunaginotebiki.html>

難聴児の早期支援等に関する調査審議を行う協議会の設置（予定）

大阪府庁内連携会議の設置（仮称）

※設置時期、構成部局については予定。

設 置：令和4年12月

**構 成：福祉部（障がい福祉室、子ども家庭局）、健康医療部、商工労働部、教育庁の
関係課**



難聴児の早期支援等に関する調査審議を行う協議会の設置（仮称）

※設置時期、構成機関については予定。

設 置：令和5年3月

**構 成：学識経験者、関係団体、医療機関、療育機関、教育機関、市町村代表、
中核施設（聴覚障害者情報提供施設）、中核機能（機関）を想定**

事務局：大阪府庁内連携会議（仮称）